

藤枝市で
働く人を

応援!

藤枝市内の中小企業を対象に

育児・介護休業等取得奨励金を支給します

「働きやすい職場環境づくり」の推進に伴い、育児・介護休業等を取得しやすくするための支援として、市内中小企業に奨励金を支給します。

NEW

働きやすい職場環境づくり応援奨励金

仕事と育児・介護などを両立させるため、休暇制度などの就業規則改正を行った場合

支給要件

- ・就業規則等に育児・介護休業制度を設けていること
- ・以下の制度のいずれかを新規に導入すること。また、就業規則を変更すること(Aに関しては労使協定を締結すること)
- A 時間単位の年次有給休暇制度
- B 時差出勤制度/フレックスタイム制度
- C テレワーク制度
- D 法定を上回る、育児/介護休暇制度
- E 育児 短時間勤務制度(法定の6時間ではなく、5時間または7時間の制度とした場合)
- ・制度改正後、同制度利用者が1名以上いること(年度内)

NEW

仕事と介護の両立支援奨励金

仕事と介護の両立するための支援として、介護休業等を取得させた場合

支給要件

- ・就業規則等に介護休業制度を設けていること
- ・次のAまたはBのいずれかを満たすこと
- A 常用雇用者が、連続して5日以上介護休業または介護休暇を利用すること
- B 常用雇用者が、2週間以上の「介護短時間勤務制度」を利用すること
- ・上記制度を利用した当該従業員が、職場復帰後1か月以上勤務すること

男性育休応援奨励金

仕事と育児の両立するための支援として、男性従業員に対し育児休業等を取得させた場合

支給要件

- ・就業規則等に育児休業制度を設けていること
- ・常用雇用者が連続して5日以上育児休業を取得すること(生後8週間以内に)
- ・育児休業を取得した当該従業員が職場復帰後1か月以上勤務すること

対象企業

藤枝市内に主たる事業所を有する
従業員300人以下の中小企業で
雇用保険の適用事業主であること

主たる事業所を有するとは、人事労務権を有する事務所が本市にあることをいいます。

※国・地方公共団体から財政支援が大半など、関連が強い企業は除く。
※市が行う調査に協力すること。

支給額

5万円/回

※国の両立支援等助成金(育休・介護に関する助成金)との併用も可能です。

申込

詳しくはホームページを
ご覧ください。

※予算に達した時点で申込終了となります。



藤枝市 働きやすい職場環境奨励金



働き方改革

アドバイザー派遣事業について

「働きやすい職場環境づくり」を進めるため専門家を派遣し、企業の実情に応じた働き方改革の方法を提案し、その取組を支援します。

派遣期間

令和8年

2月下旬まで

金額

無料

対象企業

藤枝市内に主たる事業所を有する
従業員300人以下の中小企業

※中小企業の要件は、人事労務権を有する事務所が本市にあること。国・地方公共団体から財政支援を受けるなど関連が強い企業は除きます。

募集期限

令和8年

2月6日(金)まで

派遣回数

3回まで

アドバイザー

各分野の専門家
(社労士等)

申込

詳しくはホームページを
ご覧ください。



藤枝市 働き方アドバイザー派遣



お問い合わせ・
お申込先



藤枝市
Fujieda City

男女共同参画・多文化共生課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所東館4階

TEL.054-643-3198 FAX.054-643-3327

✉メール danjo@city.fujieda.lg.jp